

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【公表番号】特表2009-534323(P2009-534323A)

【公表日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-038

【出願番号】特願2009-505732(P2009-505732)

【国際特許分類】

A 61 K 31/185 (2006.01)

A 61 K 31/198 (2006.01)

A 61 K 38/00 (2006.01)

A 61 P 3/02 (2006.01)

A 61 P 1/16 (2006.01)

A 61 P 13/12 (2006.01)

【F I】

A 61 K 31/185

A 61 K 31/198

A 61 K 37/02

A 61 P 3/02

A 61 P 1/16

A 61 P 13/12

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月17日(2010.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

小児患者の非経口栄養のためのアミノ酸溶液であって、前記アミノ酸溶液が100gのアミノ酸当たり9～30gのグルタミンと、100gのアミノ酸当たり0.3～2gのタウリンと、を含むことを特徴とする該アミノ酸溶液。

【請求項2】

前記アミノ酸溶液が、100gのアミノ酸当たり1～4gのチロシン、100gのアミノ酸当たり0.3～1.5gのシステイン、100gのアミノ酸当たり3～5gのフェニルアラニン、及び100gのアミノ酸当たり1～3gのメチオニン、を含むことを特徴とする請求項1に記載のアミノ酸溶液。

【請求項3】

グルタミンがオリゴペプチドの形態で存在することを特徴とする、請求項1または請求項2に記載のアミノ酸溶液。

【請求項4】

チロシンが5アミノ酸単位以下の鎖長を有するオリゴペプチドの形態で存在することを特徴とする、請求項2または請求項3に記載のアミノ酸溶液。

【請求項5】

前記オリゴペプチドがジペプチドまたはトリペプチドであることを特徴とする、請求項3または請求項4に記載のアミノ酸溶液。

【請求項6】

グルタミンがアラニルグルタミン、グリシルグルタミンまたはそれらの混合物の形態で存在することを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 5 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 7】

チロシンがグリシルチロシン、アラニルチロシンまたはそれらの混合物の形態で存在することを特徴とする、請求項 2 ~ 請求項 6 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 8】

前記アミノ酸溶液が 3 g / 1 以下のグルタミン酸を含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 7 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 9】

前記アミノ酸溶液が 3 ~ 30 % (w / w) のタンパク質構成単位を含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 8 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 10】

チロシンとフェニルアラニンとの割合が 1 : 1 ~ 1 : 3 であることを特徴とする、請求項 2 ~ 請求項 8 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 11】

前記アミノ酸のシステイン、タウリンおよびメチオニンの総量が全アミノ酸の 2 ~ 5 % (w / w) であることを特徴とする、請求項 2 ~ 請求項 9 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 12】

前記アミノ酸溶液に含まれるタンパク質または 5 アミノ酸単位より長い鎖長を有するペプチドが 1 % 未満であることを特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 11 のうちいずれか 1 項に記載のアミノ酸溶液。

【請求項 13】

小児患者の非経口栄養のための医薬組成物の調製のための、請求項 1 に記載のアミノ酸溶液の使用。

【請求項 14】

前記患者が腸の奇形または炎症を患っていることを特徴とする、請求項 12 に記載の方法。

【請求項 15】

腎疾患または肝疾患を有する患者の非経口栄養のための医薬組成物の調製のための、請求項 1 に記載のアミノ酸溶液の使用。

【請求項 16】

完全非経口栄養のための医薬組成物であって、
a) 炭水化物により 30 ~ 60 % のエネルギー、
b) 脂肪により 30 ~ 50 % のエネルギー、
c) 請求項 1 記載のアミノ酸溶液により 10 ~ 20 % のエネルギー、
を提供することを特徴とする、該医薬組成物。

【請求項 17】

前記栄養組成がさらに電解質、ビタミンおよび微量元素を含むことを特徴とする、請求項 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

小児患者の治療のための非経口輸液の調製のための請求項 16 に記載の医薬組成物の使用であって、前記輸液が前記患者の体重 1 kg 当たり 90 ~ 180 kcal の 1 日量を含むことを特徴とする、該使用。

【請求項 19】

100 g のアミノ酸当たり 7 ~ 30 g のグルタミンをオリゴペプチドの形態で含む非経口栄養のための滅菌アミノ酸溶液の調製方法であって、124 以上的温度における加熱滅菌の工程を少なくとも含むことを特徴とする、該方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

* グリシル-L-チロシンの形態で

* * L-アラニル-L-グルタミンの形態で

A A = アミノ酸

E A A = 必須アミノ酸

B C A A = 分岐鎖アミノ酸